

**有価証券の取引等の規制に関する内閣府令の改正等に伴う  
上場ベンチャーファンドに係る有価証券上場規程等の一部改正について**

2025年2月21日  
株式会社東京証券取引所

## I 改正趣旨

当取引所は、有価証券上場規程等の一部改正を行い、本年2月28日から施行します（詳細については規則改正新旧対照表をご覧ください。）。

今回の改正は、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令（以下「取引規制府令」という。）の改正により、上場ベンチャーファンドについてもインサイダー取引規制が導入されることを踏まえ、上場ベンチャーファンドに関する情報の適時開示について金融商品取引法に定められた重要事実等に関する項目を追加するなど、所要の見直しを行うものです。

## II 改正概要

### 1. 取引規制府令の改正を踏まえた対応等

#### (1) 適時開示項目の追加

- ・ 上場ベンチャーファンド、当該上場ベンチャーファンドの発行者である投資法人（以下「ベンチャーファンド発行投資法人」という。）、当該ベンチャーファンド発行投資法人からその資産の運用に係る業務の委託を受けた資産運用会社（以下「ベンチャーファンド資産運用会社」という。）及び上場ベンチャーファンドの運用資産等に関する情報について、開示項目を追加いたします。

（備考）

- ・ 有価証券上場規程（以下「規程」という。）第1312条第2項、第3項及び第5項

#### (2) 内部者取引等の未然防止に向けた体制整備等

- ・ 上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド発行投資法人及びベンチャーファンド資産運用会社に対して、その関係者等に同社の計算における内部者取引を行わせてはならないこと及び内部者取引等の未然防止に向けて必要な体制の整備を行うよう努めるものとします。

- ・ 規程第1316条第2項

#### (3) 投資対象資産及び運用資産等の比率

- ・ ベンチャーファンドの上場審査において、運用資産等の総額に占める未公開株等及び継続保有株券等（未公開株等関連資産のうち未公開株等及び継続保有株券等に相当する部分を含む。）への投資額の比率が50%を超える見込みのあることを求めることとします。
- ・ 未公開株には外国株券も含むこととします。

- ・ 規程第1305条第2号a

- ・ 規程第1201条第

<ul style="list-style-type: none"> <li>主な投資対象以外の資産として、流動資産等の保有及びヘッジ取引に加えて、内外の上場有価証券及び公社債等への投資を可能とします。</li> </ul>	<p>15号</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>規程第1305条第2号f(b)</li> </ul>
<p>2. 投資信託及び投資法人に関する法律施行規則の改正を踏まえた対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ベンチャーファンド発行投資法人が自己投資口を取得することが可能となるため、投資証券の流動性の確保に関する上場審査基準及び上場廃止基準の計算において自己投資口を除くこととします。</li> <li>上場ベンチャーファンドをToSTNeT市場における自己株式立会外買付取引の対象とします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>規程第1305条第2号d及び規程第1318条第2項第2号</li> <li>ToSTNeT市場に関する業務規程及び受託契約準則の特例第4条第4項</li> </ul>
<p>3. 一般社団法人投資信託協会「投資信託財産の評価及び計理等に関する規則」(以下「投信計理規則」という。)の改正等を踏まえた対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ベンチャーファンドの上場審査では、運用資産等である未公開株等及び未公開株等関連資産の評価を適正に行うことができる状況にあることの適合性の判断において、当取引所の定める当該上場ベンチャーファンドの1口当たり純資産額の開示のために運用資産である未公開株等及び未公開株等関連資産の評価を投信計理規則第14条に規定する方法で行うことを求めることとします。ただし、当該方法による評価を行わない未公開株等及び未公開株等関連資産について、その評価を未公開株等評価機関に委託している場合は、この限りではありません。</li> <li>当取引所の定める当該上場ベンチャーファンドの1口当たり純資産額の開示のために、運用資産等である未公開株等及び未公開株等関連資産の評価を投信計理規則第14条に規定する方法で行っていない場合であって、かつその評価を未公開株等評価機関へ委託していない場合には、当該上場ベンチャーファンドの上場を廃止するものとします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>上場審査等に関するガイドラインXV2.</li> <li>規程第1318条第1項第1号c</li> </ul>
<p>4. その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ベンチャーファンド発行投資法人について、新投資口予約権無償割当てにより発行される新投資口予約権証券を上場対象とします。</li> <li>ベンチャーファンドの新規上場料、追加発行時の追加上場料及び年</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>規程第1310条の2</li> <li>有価証券上場規程施</li> </ul>

間上場料については、現在、売買単位につき料金が設定されていますが、今後は、純資産総額により料率を定めるものとします。料率についても、上場不動産投資信託証券と同一のテーブルを採用することとします。

行規則第 1 3 3 3  
条第 1 項

- ・ その他所要の改正を行います。

### Ⅲ 施行日

- ・ 本年 2 月 2 8 日から施行します。

以 上